

**浜松市根洗学園
指定管理者募集要項**

浜松市健康福祉部障害者政策課

令和8年6月

目次

1	浜松市根洗学園の概要	2
2	指定管理者が行う業務の範囲	2
3	指定管理期間	3
4	指定管理料	3
5	利用料金の規定	3
6	事業所税の有無	3
7	利用料減免の手続	3
8	指定管理料の上限額	3
8の2	賃金水準の変動への対応	4
9	応募資格	4
10	提出書類	5
11	指定管理者の募集及び選定方法	6
12	指定管理者の公募に関するスケジュール	6
13	募集要項の配布	6
14	募集要項に関する照会、質問事項の受付	7
15	応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて	7
16	提案書類の提出	7
17	費用の負担	8
18	障がい者の雇用促進・就労支援について	8
19	選定基準	8
20	実績の反映について	8
21	選考結果のお知らせ	9
22	提出書類の取扱いと情報の公開について	9
23	指定管理者の選定について	10
24	その他	10

※別紙1 浜松市根洗学園指定管理者選定基準

※添付資料

- ・施設見取り図
(申請関係書類)
- ・指定管理者指定申請書(第3号様式)
- ・宣誓書(第4号様式)
- ・役員等名簿(第4-2号様式)
- ・委任状(第4-3号様式)
- ・提案資料の取扱いに関する回答書(第4-4号様式)
- ・募集要項等の内容に関する質問書(第4-5号様式)
- ・指定管理者事業計画書(第5号様式)
- ・管理に係る経費の収支予算書及び報告書(第5-2号様式)
- ・対象人件費等計算書(賃金スライド様式1)

浜松市根洗学園指定管理者募集要項

1 浜松市根洗学園の概要

- (1) 名称 浜松市根洗学園
- (2) 所在地 浜松市中央区根洗町667番地の1
- (3) 施設概要等
 - ・竣工時期 昭和49年4月 構造等 鉄筋コンクリート平屋造
北棟 Is値：0.86 南棟 Is値：0.76
 - ・敷地面積 6,831.26㎡ 延床面積 1,257.13㎡
 - ・施設内容 園舎 車庫 児童プール 運動場 屋外駐車場 車両2台 通園バス3台
- (4) 施設の設置目的

児童福祉法に規定する児童発達支援センターとして、就学前における発達に支援を必要とする児童が基本的な生活習慣を身につけるための療育を行う児童発達支援事業、保育所等での集団生活や日常生活に適応するための支援や保育所等の職員へ支援や助言を行う保育所等訪問支援事業を行う早期療育施設として、障害児の福祉の向上と健やかな育成を図るもの。
- (5) 開園時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
土曜日 午前8時30分～午後0時30分

※指定管理者は必要があると認めるときは、浜松市長（以下「市長」という。）の承認を得て、開園時間を変更することができます。
- (6) 休園日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
年末年始（12月29日から1月3日まで）

※指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休園日を変更することができます。
- (7) 年間利用者数
令和7年度
児童発達支援事業 17,175人（月平均在籍児童数約1,431人（定員80人））
保育所等訪問支援事業 397人
- (8) 法令等の規定
地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則、浜松市根洗学園条例、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）
- (9) 現在の指定管理者に関すること
社会福祉法人 ひかりの園 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

2 指定管理者が行う業務の範囲

浜松市根洗学園条例第3条に規定する業務の範囲は以下のとおり。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援の実施に関する業務
- (2) 管理施設等の維持管理に関する業務

(3)前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

※各号に掲げる業務の細目は、公募仕様書（別添）に定めるとおりとする。

※浜松市との協議により、施設のPRや利用者の利便性向上、また、市民サービスの向上を図るための自主事業が可能です。施設の一部を使用する場合は、別途市の許可が必要です。

3 指定管理期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

4 指定管理料

会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに指定管理者の請求に基づき、請求日より30日以内に支払います。

なお、指定管理料の具体的な額や支払月等は、協議のうえ協定書で定めます。

※指定管理料は、四半期毎の後払いとなります。

※利用料金制を採用しているため、施設の管理に要する費用と、指定管理者の提案する利用料金見込み額の差額を指定管理料として支払います。

5 利用料金の規定

①静岡県国民健康保険団体連合会に代理請求する施設利用給付費

②個人利用負担金（利用負担金及び給食費実費他）

※利用料金の詳細は、浜松市根洗学園条例をご覧ください。

6 事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

7 利用料金減免の手続

浜松市根洗学園条例第10条をご覧ください。

8 指定管理料の上限額

管理に関する市の負担額の上限額となりますので、これを超えた提案額は失格となります。

令和9年度 17,526,000円（上限額）

令和10年度 17,526,000円（上限額）

令和11年度 17,526,000円（上限額）

合計 52,578,000円（上限額）

※上記の金額は、すべて消費税及び地方消費税率（10%）を含みます。

※応募の際は、税率10%の税込金額を記載してください。なお、基本協定締結日以後に消費税率の変更があったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。

※提案された年度ごとの額が消費税率の計算上割り切れない場合は、提案額（全期間の合計額）の範囲内で端数調整をする場合があります。

8の2 賃金水準の変動への対応

指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や、業務の適正な履行の確保を目的として、社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準に一定以上の変動が見られた場合に、指定期間2年目以降の相当額の見直しを行う仕組みを導入します。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降、市は増額分を指定管理者に支払います。変動分がマイナスの場合は、指定管理者は減額分を市に納付します。また、その際、基準額となる人件費の±1.0%分までの金額は、市又は指定管理者の負担となります（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」という）。

申請団体は、「対象人件費等計算書」に必要事項を記入のうえ、指定管理者指定申請書提出時に提出してください。また、指定管理者として指定された後、賃金スライド制度に基づき、対象人件費の実績額を毎年度市へ報告する必要がありますので、ご注意ください。

賃金スライド制度の詳細については、「指定管理者制度における賃金スライド制度の手引き」をご参照ください。

「指定管理者制度における賃金スライド制度の手引き」は、下記ページに掲載されています。

市トップ → 創業・産業・ビジネス → 指定管理者制度 → 公の施設における指定管理者制度
→ 指定管理者制度における賃金スライド制度の導入について

9 応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体でないこと
- (2) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと
- (3) 浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体でないこと
- (5) 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと
- (6) 法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと。
- (7) 指針第10条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体でないこと。
- (8) 浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）でないこと。
- (9) 浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人そ

他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）でないこと。

- (10) 過去3年間に条例第13条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと。
- (11) 共同事業体による応募は可能であるが、その場合同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと。
- (12) 浜松市根洗学園の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体

※応募資格の確認日は、提出書類の提出期間の最終日とします。

※共同事業体の場合は、構成団体すべてが上記応募資格を満たしている必要があります。

10 提出書類

申請にあたり、以下の書類を13部（正本1部、副本12部）提出してください。なお、市が認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定申請書「別紙第3号様式」
- (2) 宣誓書「別紙第4号様式」
- (3) 役員名簿「別紙第4-2号様式」
- (4) 履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書
- (5) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (6) 過去3年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）、など経営状況のわかるもの
- (7) 設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
- (8) ①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」
 - ②直近2年間の法人事業税の納税証明書（本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県内
にない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください）
 - ③市税の完納証明書※指定管理者に指定された場合、①及び③は、毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出していただきます。
- (9) 「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下のいずれか
 - ①委任状（別紙第4-3号様式）
 - ②法人市民税確定申告書（第20号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第22の3号様式）
の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）
- (10) 浜松市根洗学園指定管理者事業計画書「別紙第5号様式」（全期間分）
- (11) 提案資料（当日プレゼンテーション資料）
- (12) 提案資料の取扱いに関する回答書「別紙第4-4号様式」 ※詳細は22（4）参照
- (13) 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等
※共同企業体の場合、（2）～（9）は構成団体全てについて書類を提出してもらいます。
- (14) 賃金スライド制度に基づく「対象人件費等計算書」（賃金スライド様式1）

1 1 指定管理者の募集及び選定方法

(1) 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

(2) 選定にあたっての審査方法等

指定管理者の選定にあたっての審査は「健康福祉部指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「健康福祉部指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。

(3) 選定結果等の通知

審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知いたします。

(4) 協定の締結

市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。

(5) 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

1 2 指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

令和8年6月29日	～	8月13日	募集要項のホームページ掲載及び配布
6月29日	～	7月14日	募集要項に関する照会、質問事項の受付
7月9日			応募者説明会、参考資料の閲覧、施設見学 施設見学会
7月21日			質問事項に対する回答
6月29日	～	8月13日	提出書類の申請受付
8月中旬	～	8月下旬	選定会議委員及び所管課から応募者への質問期間 ※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。 質問の回答は、ヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますので、ご準備願います。
9月2日			ヒアリング・プレゼンテーションの開催 候補者選定のための選定会議
9月中旬			優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知
9月下旬			仮基本協定書の締結
12月上旬			指定管理者の指定（11月市議会議決による）
令和9年1月下旬～2月下旬			基本協定書締結
3月上旬～3月下旬			指定管理者職員実地研修、引継ぎ等

1 3 募集要項の配布

募集要項は、令和8年6月29日（月）から8月13日（木）まで配布いたします。

・配布場所：浜松市健康福祉部障害者政策課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

電話：053-457-2034

・配布時間：午前9時～午後5時15分

また、募集要項は以下のとおり浜松市ホームページからもダウンロードできます。

【浜松市ホームページの掲載箇所】

市トップ→産業ビジネス→指定管理者制度→公の施設における指定管理者制度について

1.4 募集要項に関する照会、質問事項の受付

○募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

・受付期間：令和8年6月29日（月）から7月14日（火）までとします。（受付時間 午前9時～午後5時15分）

・受付方法：募集要項の内容等に関する「質問書」（別様式①）に質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、下記まで提出してください。

※質問は、必ず郵送、ファクス、または電子メールのいずれかの方法でお寄せください。電話でのご質問には受け付けられません。

・質問に対する回答：質問内容及び回答は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あてに、質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉回答します。（回答日：令和8年7月21日（火）予定）

※電子メール以外の方法で回答を希望される場合はご相談ください

【質問事項に関する照会、質問事項の送付先】

浜松市健康福祉部障害者政策課 総務グループ 担当者：山本

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

ファクス：053-457-2630

メールアドレス：shougai-seisaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

1.5 応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて

○指定管理業務等についての説明会を開催します。

・日時 令和8年7月9日（木） 10時00分～12時00分（予定）

・場所 浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所 3階33・34会議室

※参加される場合は事前にご連絡ください。

※説明会参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。

○指定管理業務等についてのヒアリング（プレゼンテーション）を開催します。

・日時 令和8年9月2日（水）（予定）

・場所 浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所

※詳しくは、指定申請書等、提案書類を提出した方へご案内します。

1.6 提案書類の提出

指定申請書等、提案書類は、令和8年6月29日（月）から8月13日（木）（受付時間午前9時～午後5時15分）までに浜松市健康福祉部障害者政策課に提出してください（必着。郵送可）。

17 費用の負担

提案に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

18 障がい者の雇用促進・就労支援について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

19 選定基準

別紙のとおり

20 実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、下記のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同企業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象となりません。

(1) 事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乘じ、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定期間以降に評価が行われるため未算入とします。

総合評価得点 (事後評価)	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	+5.0%
70点～80点未満	優れている	+2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	-2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	-5.0%

【加減点例】指定管理期間5年間のケース

区分	指定管理期間				A	A/4	※小数点第2位 以下切り捨て
	1年目	2年目	3年目	4年目			
事後評価点数	67.4	70.4	69.2	70.2	計	総加算率	
加算率	0.0%	+2.5%	0.0%	+2.5%	+5.0%	+1.2%	

$$\text{選定時評価点 } 75.4 \text{ 点} \times 1.2\% = \underline{0.9 \text{ 点を加点}}$$

※小数第2位以下切り捨て

(3) 遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目

に応じて次期選定の評価から減点（4年目の事後評価までの累計点を減点）します。毎年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

《減点項目》

- ・ 提案した業務及び自主事業の不実施
- ・ 労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合や、その他関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反
- ・ 当該施設に係る重大な事故又は不祥事があった場合
- ・ 加入すべき保険の未加入
- ・ 事業計画書、事業報告書の記載不足、重大な誤記載等
- ・ 事業計画書、事業報告書の提出期限超過

2.1 選考結果のおしらせ

応募者全員に、令和8年9月中旬までに文書にてお知らせします。

2.2 提出書類の取扱いと情報の公開について

(1) 提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

(2) 指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、指定管理者の指定に関する議案の議決後に、すべての応募者について次の事項を公表します。

① 応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業体の場合は、構成員すべてについて公表します。

② 選定理由（優先交渉権者のみ）

③ 提案の概要

④ 提案金額

⑤ 評価内容

⑥ 評価結果（点数）

※合格点は別紙選定基準参照

(3) 情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

(4) 提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（3）に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、浜松市の判断で非公開又は非公表とします。

浜松市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

提出物 ・提案資料の取扱いに関する回答書「別紙第4-4号様式」

- ・応募者の正当な利益を害する情報にあたると思われる部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

※「応募者の正当な利益を害する情報にあたると思われる部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、10提出書類に規定する提出部数に関わらず1部のみ提出で構いません。

2.3 指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和8年11月定例会提案予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

2.4 その他

(1) ネーミングライツについて

市では今後、新たな財源の確保、施設の良い管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に愛称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。

本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性がございます。

(2) 市有施設の脱炭素化の推進について

市では、地球温暖化対策実行計画において、市有施設の脱炭素化を推進するため、「2030年（令和12年）までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー100%電力とする」という目標を掲げています。指定管理施設から排出される温室効果ガスも市の排出量として算定されるため、この目標は指定管理施設にも適用されます。

つきましては、この目標をご理解いただいた上で、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギー100%電力の導入の積極的な活用をお願いします。

なお、再生可能エネルギー100%電力とは、「FIT非化石証書」又は「非FIT非化石証書（再エネ指定あり）」により環境価値を証明できる電力を指します。

再生可能エネルギー100%電力の導入に関する具体的な取り組みについては、事業計画書等に記載いただくことで、選定の際の評価対象となります。

問合せ先

浜松市健康福祉部障害者政策課 総務グループ 担当者：山本

電話：053-457-2034

メールアドレス：shougai-seisaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

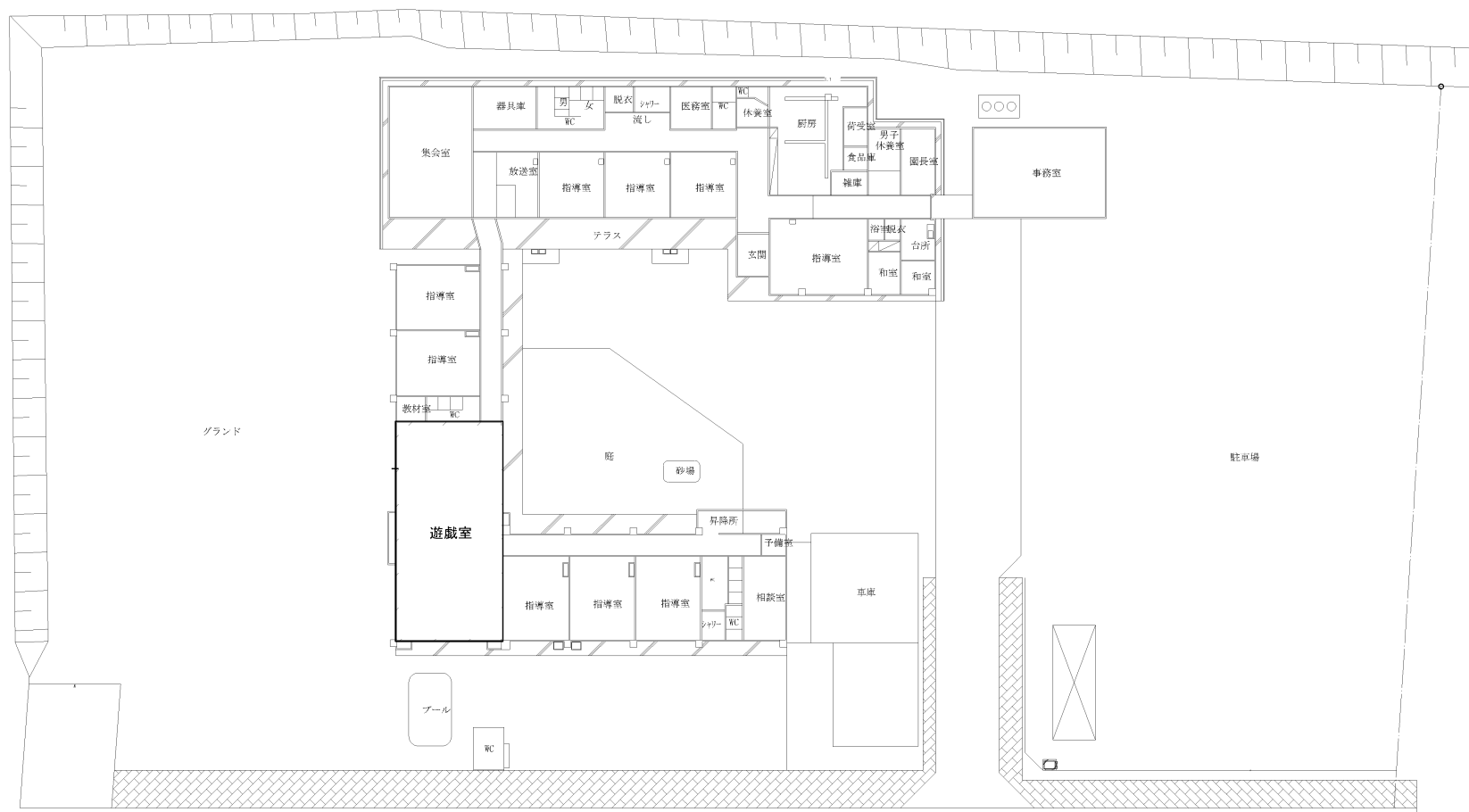
評価項目		配点	得点
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4. 4点以上）			
(1)	施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や運営方針を持っているか。	4	
(2)	施設の効用が十分に発揮でき、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。	4	
小 計		8	
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点30. 8点以上）			
(1)	定員を満たす施設利用者数の維持やサービスの質を維持・向上するための実施可能な提案があるか。	7	
(2)	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。施設の管理運営にあたる人員の配置は適切であるか。	7	
(3)	職員の資質・能力向上を図り、利用者の支援に適切に対応する仕組みが構築されているか。	7	
(4)	業務従事者の労働環境や利用者の個人情報保護など適正な管理・継続監視の実施について提案がされているか。	7	
(5)	安全管理・緊急時への対応は十分に整備されているか。	7	
(6)	利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。	7	
(7)	利用者への情報提供や施設の設置目的に沿った情報発信に関する効果的な提案があるか。	7	
(8)	障がい者雇用に対する提案があるか。省エネ、環境負担の軽減に配慮しているか。廃棄物等は適切な処理がされているか。	7	
小 計		56	
3 指定管理者に関する項目（合格点8. 2点以上）			
(1)	団体の財政能力は健全なものか。	5	
(2)	団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。	4	
(3)	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。	4	
小 計		13	
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1)	浜松市内に主な事業活動の拠点を置いているか。	3	
(2)	各種認定等の有無	1	
小 計		4	
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点7. 7点以上）			
指定管理に係る収支計画は妥当であり、実現可能な提案であるか。		14	
小 計		14	

6 指定管理料に関する項目（2）			
配点 ×	$\left[1 - \frac{\text{提案額}}{\text{上限額}} \right]$	=評価点（※配点を上限）	5
小 計			5
現指定期間の実績に基づく加減点			
合 計			100

〈選定条件〉

- 1 評価項目1、2、3及び5の各小計において、配点の55%以上（合格点）であること。
- 2 前1の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。
- 3 4の「(2)各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。
- 4 6の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。
- 5 現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「20実績の反映について」のとおりとする。

浜松市根洗学園 施設見取り図



第3号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長 中野祐介

所在地
団体名
申請者 代表者氏名
(署名又は記名押印をしてください)
担当者氏名
電話番号

指定管理者指定申請書

浜松市根洗学園の指定管理者の指定を受けたいので、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第4条の規定により申請します。

【提出書類】

- (1) 宣誓書及び同意書「第4号様式」
- (2) 役員等名簿「第4-2号様式」
- (3) 履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 過去3年間の貸借対照表、損益計算書(収支計算書)、など経営状況のわかるもの
- (6) 設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」
直近2年間の法人事業税の納税証明書
- (8) 「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下の書類
 - ①委任状(第4-3号様式)
 - ②法人市民税確定申告書(第20号様式)又は市町村民税の均等割申告書(第22の3号様式)
の写し(提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの)
- (9) 浜松市根洗学園指定管理者事業計画書「第5号様式」(全期間分)

(あて先) 浜松市長 中野祐介

所在地

団体名

申請者 代表者氏名

(署名又は記名押印をしてください)

宣誓書及び同意書

浜松市根洗学園の指定管理者の指定を申請するにあたり、下記の事項について宣誓及び同意します。

記

1 宣誓する内容

- (1) 浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第3条に規定する指定管理者となることができない法人等又は浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下、「基本指針」という。）第8条に規定する指定管理者の申請者となることができない者（以下、「欠格者」という。）に該当しないこと
- (2) 浜松市根洗学園指定管理者募集要項に定める申請資格をすべて満たしていること
- (3) 添付書類の内容について事実と相違ないこと
- (4) 指定管理者の指定に係る議決の日（優先交渉権者以外の者にあつては、優先交渉権者の決定の日）までに欠格者に該当することとなったときは、直ちに浜松市に通知すること

2 同意する内容

- (1) 基本指針第8条第4号及び第5号に該当しないことを確認するため、「浜松市が行う事務事業からの暴力団の排除に関する合意書」に基づき、役員等名簿により、浜松市が静岡県警察本部又は管轄警察署に照会すること
- (2) 基本指針第6号に該当しないことを確認するため、申請者の浜松市税の納付又は納付状況について当該施設所管課が浜松市財務部収納対策課に照会すること

法人番号（13桁）														
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※法人番号指定通知書等に記載のある法人番号を記入

※法人番号が無い場合は記載不要

役員等名簿

団体名 _____

代表者氏名 _____

役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
代表者			

※役員とは、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。

※共同事業体で応募の場合は、構成するそれぞれの団体について提出してください。

委 任 状

(あて先) 浜松市長

年 月 日

受任者

住所

商号又は名称

役職名

代 表 者 氏 名

印

私は、上記の者を代理人と定め、浜松市との間における下記事項に関する権限を委任します。

委任事項

- 1 浜松市根洗学園の管理に関する基本協定の締結について
- 2 その他浜松市根洗学園の管理に関する基本協定の履行に関する一切の権限。

委任者

本社住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(あて先) 浜松市長

所在地

団体名

申請者 代表者氏名

提案資料の取扱いに関する回答書

提案資料の取扱いに関する確認について、次のとおり回答します。

対象案件 : 浜松市根洗学園の指定管理者の指定申請

上記対象案件に関する提案資料に、申請者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより申請者の正当な利益を害する情報にあたると思われる部分が

・あります

・ありません

※「あります」と回答した場合

提案資料において申請者の正当な利益を害すると思われる部分は、別添のとおりです。

(あて先) 浜松市長

所在地
団体名
申請者 代表者氏名
担当者氏名
電話番号
E-mail

募集要項等の内容に関する質問書

浜松市根洗学園指定管理者募集要項等について、以下のとおり質問事項を提出します。

項目	(募集要項又は資料名：ページ、項目)
内容	

(提出先)

浜松市健康福祉部障害者政策課 総務グループ 担当者：山本

電話：053-457-2034

メールアドレス：shougai-seisaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

指定管理者事業計画書

1 施設名、申請者名

施設名	浜松市根洗学園
申請者名	

2 施設の運営管理に係る基本方針

施設の運営方針	
事業の具体的取り組みについて	
施設の運営体制・職員の配置について	
適正な管理・モニタリングについて	
安全管理・緊急時への対応について	
市民サービスの向上について	
環境・地域等への配慮について	
団体の物的・財政的能力について	
施設の運営実績について	

地域住民や関係団体と連携した施設づくりについて	
各種認定等の有無	※①高齢者活躍宣言事業所の認定、②消防団協力事業所の認定、③ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、④外国人材活躍宣言事業所の認定、⑤企業のCSR活動表彰（Star Prize制度マイスター認定事業所、優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所）（以上、認定等主体浜松市）、⑥健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点します。 ①～⑥の認定等取得事業者は、認定証等の写しを添付してください。
指定管理料について	

3 管理施設の管理業務の実施計画

(1) 職員配置数

業務分類（職名）	令和9年度	令和10年度	令和11年度	業務内容
管理者（園長）	人	人	人	
保育士・児童指導員	人	人	人	
	(常勤) 人	(常勤) 人	(常勤) 人	
	(非常勤) 人	(非常勤) 人	(非常勤) 人	
栄養士	人	人	人	
調理員	人	人	人	
事務員	人	人	人	
合 計	人	人	人	
	(常勤) 人	(常勤) 人	(常勤) 人	
	(非常勤) 人	(非常勤) 人	(非常勤) 人	
	人	人	人	

※業務分類は例示です。適宜、追加・変更してください。

(2) 利用者数

①児童発達支援事業

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
開所日数 (日)			
利用者数 (人) (内訳)			
	毎日通園		
	併行通園		
平均利用者数(人/日)			

②保育所等訪問支援事業

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施件数 (件)			

(3) 管理に係る経費の収支予算 (単位: 円)

第5-2号様式 管理に係る経費の収支予算書及び報告書のとおり

4 第三者への委託

業務名	委託先	委託の期間 ※概算期間でも可	委託料 ※概算額でも可	委託する理由

※この表には、自主事業に係るものは記載しないでください。

※包括的な委託はできません。

5 自主事業の実施計画

(1) 自主事業計画書

事業名	目的・内容・利用者負担・実施回数等

(2) 自主事業における収支計画 (単位: 円)

第5-2号様式 自主事業に係る経費の収支予算書及び報告書のとおり

自主事業の実施にかかるチェックリスト		
(1)	当該施設の設置目的に合致しているか	<input type="checkbox"/>
(2)	条例に基づき定められた業務を妨げない範囲において行われること	<input type="checkbox"/>
(3)	自己の責任と費用 (指定管理料を流用することはできない) において実施するものであること	<input type="checkbox"/>
(4)	設備、物品等を持ち込み公の施設 (土地又は建物) を占有する場合又は自主事業を実施するにあたり一般利用を制限する場合、行政財産の使用許可申請が必要となること	該当あり <input type="checkbox"/>
		該当なし <input type="checkbox"/>
(5)	設備投資を要する自主事業で、次期指定管理者に自らと異なる者が選定された場合、その者に残存簿価を上限として投資設備を譲渡しなければならないことを理解しているか また、次期選定で応募者がいなかった場合 (指定管理者が当該自主事業を継続しない場合を含む) は、当該投資設備を撤去し、原状回復しなければならないことを理解しているか	該当あり <input type="checkbox"/>
		該当なし <input type="checkbox"/>

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

対象人件費等計算書

賃金スライド制度に基づく対象経費について、次のとおり報告します。

施設名	浜松市根洗学園
-----	---------

雇用形態	対象人件費 (円)	配置予定人数 (人)
時給制職員		
月給制職員		

<注意事項>

- ・「対象人件費」は、雇用形態別に対象となる人件費を記入してください。
- ・「対象人件費」は、賃金水準の変動を受けるものが対象となりますので、通勤手当、住宅手当等の賃金水準の変動を受けない手当は除外してください。
- ・「対象人件費」の額は、基本的に指定期間初年度1年間の人件費見込額としますが、初年度が休館期間を伴う場合等、通常の運営では無い場合は、通常の1年間運営する場合の人件費見込額としてください。
- ・配置予定人数欄には、指定期間中における配置予定人数を記入してください。